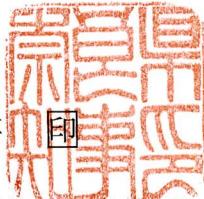


行政文書不開示決定通知書

地医第274号
令和4年8月10日

弁護士 山中 理司 様

奈良県知事 印



令和4年7月28日付けの行政文書の開示請求について奈良県情報公開条例第11条第2項の規定に基づき、次のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

1 不開示決定をした行政文書の名称	奈良県ドクターヘリが令和4年7月8日に安部元首相の救急搬送を行ったことに関する報告書
2 開示しない理由	(理由) 当該文書の作成又は取得をしていないため
3 2の理由がなくなる期日	
4 担当する課又は出先機関の名称等	福祉医療部医療政策局地域医療連携課 電話 (0742) 27-8935 (内線 3123)
備考	

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、奈良県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、奈良県を被告として（奈良県知事が被告の代表者になります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内にも提起することができます。

注 「開示しない理由がなくなる期日」欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載しています。行政文書の開示を希望する場合は、記載された期日以後に改めて行政文書の開示を請求してください。